

令和4年第8回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 令和4年11月22日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和4年11月29日 午前10時00分
4. 議員総数 13名
5. 出席議員数 13名

1番	吉澤光雄	2番	松澤千代子
3番	山寺はる美	5番	矢ヶ崎紀男
6番	津谷彰	7番	池田睦雄
8番	樋口博美	9番	舟橋秀仁
10番	小澤睦美	11番	小林テル子
12番	古村幹夫	13番	向山光
14番	岩田清		

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 辰野町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 辰野町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 辰野町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 辰野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第8 議案第6号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第7号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第8号 辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第9号 辰野町立川島小学校設置条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第10号 令和4年度辰野町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第13 議案第11号 令和4年度辰野町上水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第12号 令和4年度辰野町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第13号 令和4年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第 16 議案第 14 号 令和 4 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 17 議案第 15 号 令和 4 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）
 日程第 18 議案第 16 号 令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 19 議案第 17 号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
 日程第 20 議案第 18 号 辰野町道路線の認定について
 日程第 21 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	住民税務課長	菅 沼 由 紀
保健福祉課長	竹 村 智 博	産業振興課長	赤 羽 裕 治
事業者緊急支援担当課長	岡 田 圭 助	建設水道課長	宮 原 利 明
会計管理者	上 島 淑 恵	こども課長	小 澤 靖 一
生涯学習課長	福 島 永	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広
 議会事務局庶務係専門員 中 谷 智 美

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 1 番 吉 澤 光 雄
 議席 第 2 番 松 澤 千代子

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和 4 年第 8 回辰野町議会 12 月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告としお手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第 8 回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

おはようございます。本日ここに第 8 回辰野町議会 12 月定例会を招集申し上げますところ、議員各位には師走を迎え大変お忙しいところ、ご出席を賜り感謝申し上げます。さて 18 日発表された 10 月の消費者物価指数は、変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が前年同月比 3.6%と、1982 年 2 月以来 40 年 8 箇月ぶりの上昇となりましたが、資源高や円安を背景にインフレが加速し、その範囲も拡大しており食料品や衣服など身の回りの様々なものが値上がりしている状況であります。さらに新型コロナ第 8 波で陽性者が激増し、医療への負荷が急激に高まっていることから県内には医療非常事態宣言が出されており、町民の皆様も不安な日々を過ごされていることと思います。冬期は心筋梗塞や脳卒中の患者も増える季節であります。新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行で医療が逼迫し、救えるはずの命が救えなくなるという状況は絶対に避けなければなりません。町民の皆様には改めて感染しない、感染させないことを強く意識していただき、十分な換気、会話の時のマスク着用、手指消毒等の基本的対策の徹底をお願いいたします。一方で物価高騰やコロナ禍による消費低迷で苦境に立たされている地域経済の回復、各地域の社会機能の維持継続も喫緊の課題であります。感染防止に工夫しながら地域経済を支える社会経済活動の継続、維持にも努めていただくよう重ねてお願いするところであります。信州の安心なお店に認証された町内飲食店等を利用した、1 人あたり 5,000 円以上の会食に対し 1 人あたり 2,000 円を助成する、外食需要復活支援事業について、11 月臨時会で関連予算をお認めいただき来月から実施する予定であります。現状をふまえ制度を見直し参加人数の要件を、5 人以上から 3 人以上に緩和することとしましたので、感染防止に十分配慮の上ご活用いただきたいと思っております。今後もワクチン接種の円滑な実施と町民の皆様の暮らし、地域経済の下支え等に全力を尽くしてまいりますので、議員各位のご協力をお願いいたします。さて町では現在、来年度予算の編成を進めております。まちの将来像「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」の実現を目指し、第 6 次総合計画の基本目標、行財政改革、重点テーマに沿って、各施策事業の予算を各課が検討しておりますが、特に来年度を長年の課題解決にチャレンジする年となるよう方針を示してあります。安心子育て、快適な住まい、新たな価値の提供等、過去の課題解決を成長に変え未来の辰野町の発展に繋げてまいりたいと思っております。町では当年度から DX デジタル社会形成に向けた改革、GX 脱炭素・ゼロカーボン・カーボンニュートラルに向けた改革、BX 町独自

の発想でひと・もの・ことの資源、輝きを活かして課題解決を図る改革の三つの改革に取り組んでいます。コロナ禍など現在の苦境を従来の取り組みや仕組みを見直す良いチャンスと捉え、職員と一丸となって知恵を絞り、これからの改革を推し進めてまいりますので、議員各位のご支援を今後も引き続き賜りますようお願いいたします。さて今定例会にご提案申し上げます議案は、条例の制定 2 件、一部改正 6 件、廃止 1 件、一般会計などの補正予算 7 件、公の施設の指定管理者の指定 1 件、町道路線の認定 1 件、合わせて 18 議案であります。なお、最終日に町独自の生活者支援に係る一般会計補正予算（第 10 号）についての 1 件を、追加議案として提案させていただきますので、よろしくようお願いいたします。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げ、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、議席 1 番、吉澤光雄議員、議席 2 番、松澤千代子議員を指名します。日程第 2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（舟橋）

皆さん、おはようございます。去る 11 月 22 日議会運営委員会を開催し、令和 4 年第 8 回辰野町議会 12 月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果について報告いたします。11 月 22 日辰野町告示第 25 号によって、辰野町長より 12 月定例会を 11 月 29 日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと 12 月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同いただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から 12 月 15 日までの 17 日間と決定いたしました。日程第 3、議案第 1 号、辰野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、日程第 5、議案第 3 号、辰野町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について、以上 2 件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

はじめに、議案第 1 号、辰野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について提案理由を申し上げます。今後のデジタル社会において、民間と行政・地域の枠を超えた情報の流通、利活用が活発化することと併せて個人情報のさらなる適正な取り扱いが求められる中、各自治体で定めた個人情報保護条例の不均衡等の是正が課題となっておりますが、令和 5 年 4 月 1 日以降各自治体の条例は廃止され、個人情報保護法の全国統一のルールに基づき、個人情報が保護されることとなります。この法において条例で規定することが義務付けられている事項等、条例で規定することが許容される事項について、本条例の制定により定めるものであります。1,000 人以上の個人情報を取り扱う事務につきましては、法で定める個人情報ファイルの備え付けが必要ですが、これに満たない 1,000 人未満の個人情報を取り扱う事務について、条例第 3 条で個人情報取扱事務登録簿を備え付けることといたします。第 4 条では開示請求にかかる手数料を無料とすること、第 5 条で諮問機関を辰野町行政不服審査会とすることなどを定めます。附則では辰野町個人情報保護条例の廃止と廃止前の守秘義務が今後も引き続き罰則を伴って生じることを規定し、その他辰野町住民カード条例など関連条例の整備を行うものであります。続きまして、議案第 3 号、辰野町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。議案第 1 号の条例制定と個人情報保護法改正に伴いまして、辰野町行政不服審査会を個人情報の取り扱い等に関する諮問機関とするため、条例の一部を改正するものであります。第 7 条で、同審査会の所掌事務に個人情報保護法や条例に定める審査請求等の調査審議を加えます。第 9 条の 2 以下で審査会の調査権限、

調査審議の手順などについて定めます。施行日は、両議案とも令和 5 年 4 月 1 日です。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第 1 号及び議案第 3 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございませぬので、総括的な問題について質疑を行います。ございませぬか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。議案第 1 号及び議案第 3 号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思ひますが、ご異議ありませぬか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 1 号及び議案第 3 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 4、議案第 2 号、辰野町職員の降給に関する条例の制定について、日程第 6、議案第 4 号、辰野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 7、議案第 5 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、以上 3 件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

はじめに、議案第 2 号、辰野町職員の降給に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。令和 5 年 4 月 1 日の地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、職員の定年がこれまでの 60 歳から 65 歳まで、段階的に引き上げることとなります。これに伴い管理監督職の勤務上限年齢制が開始され、本人の意に反して他の職へ転任させ、現在の職務の級より給料表の下位の級に変更して降格させる降給が発生することから、本条例を新たに制定するものであります。第 2 条に定める地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項に規定する降給が、管理監督職の勤務上限年齢制に基づく降格に伴うものであります。その他、勤務実績の不良や心身の故障など、給料表の同一の級の中で下位の号俸に下げる降号、降格の事由などを第 3 条以降に定めるものであります。続きまして、議案第 4 号、辰野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。議案第 2 号同様、職員の

定年延長に伴い条例の一部を改正するものであります。こちらについては、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。1 ページでございます。第 3 条で定年をこれまでの 60 歳から 65 歳とすること、医師にあっては 65 歳から 70 歳とすることを定めます。1 ページから 2 ページにかけての第 4 条で欠員等が生じた場合、職員を管理監督職として 3 年を上限に引き続き勤務させることができる特例を定めます。2 ページから 4 ページにかけて第 6 条で、管理監督職の範囲第 7 条で、その上限年齢を 60 歳とすること、第 8 条で管理監督職から降任にあたり遵守すべき事項、第 9 条で上限年齢の特例について定めております。5 ページから 6 ページにかけて第 12 条では 60 歳に達した日以降で、定年前に退職した職員についての短時間勤務で再任用できることを定めております。6 ページから 7 ページにかけて附則では、定年に関する経過措置として令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間において、2 年に 1 歳ずつ定年を引き上げること、職員に対し情報提供や勤務の意思確認をすることなどを定めております。最後に議案第 5 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由を申し上げます。議案第 2 号、第 5 号同様、職員の定年延長に伴い関連する条例の整備を行うため、各条例の一部を改正するものであります。第 1 条は、辰野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。第 2 条は、辰野町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正。第 3 条は、辰野町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正。第 4 条は、辰野町職員の懲戒に関する条例の一部改正。第 5 条は、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正。第 6 条は、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。それぞれ参照条例や用語の整理、上限年齢の特例任用とする管理監督職などについて定めております。3 議案、それぞれの条例の施行日は令和 5 年 4 月 1 日であります。以上、提案理由を申し上げます。各議案ともご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 2 号、議案第 4 号及び議案第 5 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第 2 号、議案第 4 号及び議案第 5 号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 2 号、議案第 4 号及び議案第 5 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 8、議案第 6 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 9、議案第 7 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 10、議案第 8 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、以上 3 件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

はじめに、議案第 6 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。令和 4 年人事院勧告と令和 5 年度から開始する定年延長に伴い、一般職の職員の給料月額と勤勉手当の額等を改定するため、条例の一部を改正するものであります。第 1 条関係は令和 4 年 4 月 1 日からの遡及適用とする人事院勧告に伴う改正であります。期末勤勉手当の年間支給月数を 0.10 月分引き上げ 4.40 月分とします。改定分は勤勉手当に配分とし当年度は支給済みの 6 月支給分は変更せず、12 月支給分を 100 分の 105、1.05 月分といたします。別表第 1 は、民間事業者の給与動向等をふまえ、初任給と 30 歳代半ばまでの職員が在職する号俸について、平均 0.3%引き上げる国家公務員俸給表の改定に準じ、職員の給料表を改定するものであります。第 2 条関係は令和 5 年 4 月 1 日を施行日とする定年延長と人事院勧告に伴う改正であります。第 7 条の 2 などで定年前再任用短時間勤務職員に支給する給料月額や手当の額を定め、第 29 条で勤勉手当を 6 月支給分、12 月支給分ともに 1.00 月分に改めます。附則では定年延長制に伴い当面の間職員が 60 歳に達した日の後、最初の 4 月 1 日以降定年までの間、60 歳到達時点の給料月額の 7 割水準に給料の額を引き下げる措置などについて定めるものであります。続きまして議案第 7 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。人事院勧告に基づき町議会議員、町の特別職であります町長、副町長、教育長の期末手当の支給率を改定するため、条例の一部を改正するものであります。第1条、第2条は議員報酬等、第3条、4条は特別職に係るものであります。町議会議員、特別職ともに期末手当の支給月数を年間0.05月分引き上げ、3.30月分とし当年度は6月支給分については支給済みのまま、そのまま変更せず12月支給分を1.675月分とし、令和5年度以降6月支給、12月支給分ともに1.65月分に改めます。本条例は公布の日から施行いたします。最後に議案第8号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。人事院勧告により行政職給料表に改正があった場合の会計年度任用職員の給料、報酬の取り扱いを定めるとともに、医療職を主とした会計年度任用職員に処遇改善や感染症防疫など、特殊勤務に係る報酬を支給するため、条例の一部を改正するものであります。本条例は公布の日から施行するものとし、医療職を想定した会計年度任用職員に支給する特殊勤務に係る報酬については、令和4年4月1日に遡及し処遇改善に係る調整手当は診療報酬の改定があった、令和4年10月1日に遡及して適用といたします。以上、提案理由を申し上げます。各議案についてご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第6号、議案第7号及び議案第8号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な質問について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。議案第6号、議案第7号及び議案第8号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号、議案第7号及び議案第8号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第11、議案第9号、辰野町立川島

小学校設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 9 号、辰野町立川島小学校設置条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。令和 6 年度末をもって川島小学校と辰野西小学校を統合し、川島小学校を廃止するため、本条例を廃止するものであります。川島小学校は令和 4 年 7 月 1 日現在児童数 11 名で、そのうち約半数が小規模特認校制度等により川島地区外及び町外から通学しています。学校規模について学校教育法施行規則では 12 学級以上 18 学級以下を標準規模校とし、複数の学年を一緒にする複式学級で構成する 3 学級以下の学校を極小規模校としております。これに該当する川島小学校は、今後、新入生がいない年が続くことも想定される大変厳しい状況に置かれています。児童一人ひとりによく目が届き学年を超えた交流や、活躍の場が多いなど学校規模を活かした、良い教育が行われているという思いは今も変わりはありませんが、学年に児童が一人、二人という状況では他校で日常経験できる、多様な友達や考えに触れて学びを深める学習や、チームワークなど社会性を育むために必要な経験が著しく少ないという課題があります。町全体の人口減少、少子化に伴う児童生徒数の減少が見込まれる中で、平成 27 年 12 月 18 日の町教育委員会において、学校の適正規模、適正配置の検討が必要との見解が出され、未就学の子どもを持つ川島区内の家庭との懇談会を経て、平成 28 年 7 月 4 日に町内各小中学校の保護者代表、各地域や区長会の代表、幼稚園、保育園、学校関係者、町議会代表に公募委員、学識経験者を加えた 27 名の委員で構成される辰野町立小中学校のあり方検討委員会を設置し、この問題を協議、検討してまいりました。計 10 回にわたり開催された委員会では、他市町村の事例に学び町内全小中学校の視察を行いながら様々な角度から意見が交わされ、これからの社会で生き抜いていくために求められる学校における学びの集団として、学級規模の最低基準を概ね 10 名とする提言書をまとめ、平成 29 年 9 月 26 日教育委員会に提出されました。文部科学省は、これからの子どもには一人ひとりが多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のづくり手となりうることを期待し、現在の学習指導要領において主体的、対話的で深い学びの実現を掲げています。町内の公立小学校各校においてもこれを受け、子ども同士が課題に対して共に意見を出し合い、共に意見を深めながら追求

し自分たちで答えを導き出す、互いに切磋琢磨し共に学び合う、共に創り上げる教育環境を実現するため、学びの集団として最低基準の人数を確保する必要があります。平成 30 年 3 月 26 日に開催した町の総合教育会議において、川島小学校存続を前提とした 3 年間のチャレンジ期間を提案し、地元関係者の皆様のご協力、ご支援をいただきながら、長野県移住モデル地区の認定等様々な取り組みをさせていただき、移住施策についても一定の成果を上げることができました。しかしながらコロナ禍で都市から地方への人口移動が期待される一方で、それを上回る全国的な出生率の低下、少子化傾向が加速する中、長期的に町内への子育て世帯の移住が継続され、現在の児童数が学級規模の最低基準を満たさない状況を、改善に転じる見込みを立てることはできませんでした。このことから町も教育委員会も共に苦渋の選択をし、今回の川島小学校廃止の方針に至り、11 月 14 日に開催した総合教育会議において示された、川島小学校統廃合実施方針に合意し本議案を上程するものであります。条例の施行日とする令和 7 年 4 月 1 日までの間、通常の教育活動と共に他校の交流活動を進める一方で、未就学児童を含む保護者との懇談、現在通学している児童の就学先、配慮事項等の確認など丁寧に統廃合に向けての準備を進めてまいります。併せて教育委員会では、総合教育会議で確認した町の教育ビジョンに基づき、令和 10 年度以降の辰野町立小中学校のあるべき姿についても、早期に検討組織を立ち上げ検討を進めていく予定でありますので、町としても一緒に取り組んでまいります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 9 号に対する質疑を行います。担当委員会に付託する関係もございませぬので、特に総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第 9 号は、福祉教育常任委員会に付託することにいたしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は福祉教育常任委員会に付託すること

に決しました。日程第 12、議案第 10 号、令和 4 年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 4 年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、人事院勧告と人事異動、最低賃金引き上げに伴う会計年度任用職員等の人件費の調整、原油価格高騰による燃料費、電気料金の値上げによる光熱水費、たつのパークホテルクーリングタワー更新工事、町税等過誤納還付金、除雪委託料等を追加するものであります。補正総額は 3,194 万 8,000 円の追加で、予算総額は 101 億 1,620 万 4,000 円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては、地方交付税、分担金及び負担金、繰越金の増額、国庫支出金、県支出金の減額であります。歳出につきましては、議会費で人事院勧告、賃金改定及び議員辞職による人件費の調整と減額です。総務費でたつのパークホテルの設備備品等処分委託料、冷房設備の一部であるクーリングタワーの更新工事、空き家バンク仲介手数料補助金、令和 3 年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の精算及び学童クラブに係る子ども子育て支援交付金の再確定による町税等過誤納還付金、来年 2 月開催予定のイベントに係るまちの賑わい復活支援事業負担金、川島郵便局へのマイナンバーカード申請支援事務委託料等の追加が主なものです。民生費は地域活動支援センターの FF 式ファンヒーター故障による購入、国民健康保険特別会計繰出金の追加、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額等であります。衛生費では電気料金値上げによる湖北行政事務組合負担金の追加等であります。農林水産業費では農業委員に配布したタブレットに係る通信費及び管理システム利用料、北大出地区の水路改修工事、土地改良施設補修用材料の追加等であります。商工費では、国および県支出金の変更に伴う地域商業機能複合化推進事業補助金の減額が主なものであります。土木費で除雪委託料、町道補修工事、県が施工する唐木沢地区の急傾斜対策工事にかかる町負担金の追加等が主なものです。消防費では第 5 分団屯所改築及び北大出区の火の見櫓解体に対する補助金の追加です。教育費では、新型コロナウイルス感染症対策のための、学校保健特別対策事業補助金の交付による各小中学校消耗品費、辰野図書館の閉館案内用自動放送機器購入の追加等が主なものであります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い

申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 13、議案第 11 号、令和 4 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 11 号、令和 4 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由を説明申し上げます。今回の補正予算は、上水道事業会計で電気料金の高騰による動力費の増額と七蔵寺浄水場防護擁壁設置工事などの増工、簡易水道事業会計で電気料金の高騰による動力費の増額を追加するものでございます。1 ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出の補正で支出額を 569 万 8,000 円追加し、4 億 4,183 万 3,000 円としました。資本的収入及び支出の補正で支出の第 1 款、上水道事業資本的支出で 1,250 万円を追加し、支出の第 2 款、簡易水道事業の資本的支出で 30 万円を追加して 3 億 5,482 万 9,000 円としました。4 ページ目をご覧ください。収益的収支について支出では、上水道事業費用の原水及び浄水費を 455 万 3,000 円増額。配水及び給水費を 21 万 8,000 円増額し、総係費を 92 万 7,000 円増額し 569 万 8,000 円を追加するものでございます。簡易水道事業の費用の原水及び浄水費 20 万円を増額し、配水及び給水費を 100 万円増額し、予備費を 120 万円減額し差し引きをゼロとするものでございます。今説明しましたところの動力費の方のところも増額の理由にはなっておりますのでご確認をお願いします。続きまして、資本的収支をお願いします。支出では、上水道事業資本的支出の建設改良費 1,250 万円を追加しました。七蔵寺浄水場防護擁壁設置工事など工事ほか 2 など工事請負費として不足する 1,250 万円を追加するものです。簡易水道事業、資本的支出 1、建設改良費 30 万円を追加しました。穴倉沢配水池制御盤改造工事増額分を工事費として、不足する 30 万円を追加するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 14、議案第 12 号、令和 4 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 12 号、令和 4 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明申し上げます。今回の補正予算の収入では下水道事業会計で下水道使用料金の収入見込みの増額、預金利息の増額による追加と補正予算の支出では、下水道事業会計で電気料金の高騰による光熱費の増額と辰野水処理センター脱水機制御盤機器工事を追加するものでございます。1 ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出の補正で収入第 1 款、下水道事業収益を 703 万追加して 10 億 459 万 2,000 円とし、支出第 1 款、下水道事業費用を 2,315 万 9,000 円を追加して 10 億 2,072 万 1,000 円とするものでございます。資本的収入及び支出の補正で収入の第 1 款、資本的収入で 346 万円を追加して 4 億 9,391 万 6,000 円とするものです。支出の第 1 款、資本的支出では 28 万 5,000 円を追加して 7 億 8,286 万 1,000 円とするものでございます。4 ページ目をご覧ください。収益的収支について収入では下水道使用料の増により 700 万円を増額し、預金利息の増により 3 万円を増額し、703 万円を追加するものでございます。支出では下水道事業費用の第 1 項、営業費用の管渠費の光熱水費を 281 万円増額し、通信運搬費を 4 万円減額。処理場費の職員手当を 122 万減額し、光熱水費を 1,192 万 2,000 円増額し、委託料の農集排施設の汚泥処理委託料を 415 万円増額し、工事請負費として辰野水処理センター脱水機制御盤機器交換工事を 1,364 万円増額し、2,679 万 4,000 円を追加するものでございます。第 2 項、営業外費用の企業債利息を 260 万円減額するものでございます。5 ページをご覧ください。資本的収支について収入では、国道 153 号線の宮所地区の工事の県補助金として 346 万円を追加するものです。支出では職員の給与のほか不足する分、28 万 5,000 円を追加するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 15、議案第 13 号、令和 4 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 13 号、令和 4 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ 1,727 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 3,966 万 8,000 円とするものでございます。内容につきまして 6 ページをご覧ください。歳入でございます。繰入金について、保険基盤安定負担金の確定により保険税軽減分を 40 万 2,000 円増額し、保険者支援分を 19 万 3,000 円減額、保険給付費の出産育児一時金の増により一般会計繰入金の出産育児一時金を 224 万円増額。前年度保険給付費等交付金償還金の精算により基金繰入金を 205 万 8,000 円増額するものでございます。7 ページをご覧ください。繰越金について、前年度繰越金の確定により 117 万 8,000 円増額するものでございます。8 ページをご覧ください。諸収入について前年度の保険給付費等交付金の精算金を雑入として 1,159 万 3,000 円増額するものでございます。続きまして歳出でございます。9 ページをご覧ください。総務費について、制度改正に伴うシステム改修により 16 万 5,000 円増額するものでございます。10 ページをご覧ください。保険給付費について療養諸費を 23 万円減額し、高額療養費を 20 万円増額するものでございます。11 ページをご覧ください。同様に保険給付費について出産育児一時金 336 万円増額するものでございます。12 ページをご覧ください。諸支出金について、前年度保険給付費等交付金償還金を 1,375 万 3,000 円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 16、議案第 14 号、令和 4 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 14 号、令和 4 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の提案説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 89 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 1,216 万 6,000 円とするものでございます。内容について 6 ページをご覧ください。歳入でございます。長野県後期高齢者医療広域連合の予算補正により現年度分保険料納付金の増額に伴い、特別徴収保険料を 489 万 1,000 円、普通徴収保険料を 163 万 1,000 円増額するものでございます。7 ページをご覧ください。同様に、長野県後期高齢者医療広域連合の予算補正により事務費繰入金を 40 万 1,000 円、保険基盤安定繰入金

を 764 万 1,000 円減額するものでございます。8 ページをご覧ください。繰越金につきまして、前年度繰越金の確定により 62 万 4,000 円増額するものでございます。続きまして歳出でございます。9 ページをご覧ください。広域連合納付金につきまして、長野県後期高齢者医療広域連合の予算補正に伴い、152 万円減額するものでございます。10 ページをご覧ください。予備費について、歳入調整分を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 17、議案第 15 号、令和 4 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 15 号、令和 4 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正は、人事院勧告による給与関連の補正と電気料高騰による光熱水費の増額及び医療備品の購入が主なものでございます。1 ページをご覧ください。収益的収入につきまして、病院事業収益に 595 万 6,000 円を追加し、総額を 22 億 3,343 万 8,000 円とし、病院事業費用に 5,404 万 3,000 円を追加し、総額を 23 億 5,816 万 2,000 円とするものでございます。資本的収支につきましては、支出に 1,100 万円を追加し、収支不足する額を 1 億 4,618 万 4,000 円に改めるものでございます。詳細につきましては 6 ページをご覧ください。医業外収益として看護職員等処遇改善補助金の額の確定による減額と、コロナワクチン個別接種促進支援事業補助金として 597 万円を計上しました。続きまして 7 ページをご覧ください。支出の部ですが主に人事院勧告及び職員の異動等、また国の診療報酬改定により、看護職員等への処遇改善手当が増額になったことによる補正でございます。薬品費につきましては、主に新型コロナウイルス感染症拡大による検査キット及び試薬代の増加によるものです。また、光熱水費につきましては先ほど申し上げましたように、電気料の高騰による値上げで大きな増加となりました。9 ページをご覧ください。医療備品ですが、故障等により機械の購入でございます。主に R0 装置及び内視鏡洗浄機等になります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 18、議案第 16 号、令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 16 号、令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 863 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 8,311 万 3,000 円とするものでございます。内容につきましては、育児休暇を取得する職員など職員異動に関する 2 名分の人件費を減額し、また人件費の一部について、総務費から国・県の補助対象となる地域支援事業費に振り替えるものでございます。6 ページをご覧ください。歳入のうち、国庫補助金の地域支援事業交付金を 51 万 2,000 円増額し、7 ページの県補助金の地域支援事業交付金を 25 万 6,000 円増額し、8 ページの一般会計繰入金を 939 万 9,000 円減額するものでございます。9 ページをご覧ください。歳出の総務管理費は 965 万 5,000 円減額し、10 ページの地域支援事業費は、人件費の増減と扶助費につきましては、町長申し立てによる成年後見人が確定した方のうち、報酬の負担が困難な方に対する助成金を 43 万 2,000 円増額し、11 ページの予備費を 30 万 6,000 円減額するものでございます。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 19、議案第 17 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 17 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。令和 5 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了するたつのパークホテル、辰野町地域活性化センター信州フューチャーセンター、辰野町世代間交流施設昆虫館の 3 施設について指定管理者を指定するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。たつのパークホテルについては、9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、地域活性化センターについては、9 月 26 日から 10 月 21 日までの期

間、それぞれ指定管理者の候補者を公募いたしました。たつのパークホテルについては2社から、地域活性化センターは1社から応募があり、書類審査を経て11月7日と11日に庁内職員で構成します選定委員会、委員8名でございます、と外部の識見を有する方で構成する候補者選定審査会、委員5名でございますが、両委員会合同で候補者を選定し、11月15日の選定審査会において最終決定をしたものでございます。その結果たつのパークホテルについては東京都港区高輪四丁目23番5号、株式会社フードアーキテクトラボを選定いたしました。指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。地域活性化センターについては、辰野町中央58番地、有限会社共和堂を選定いたしました。指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間あります。世代間交流施設については、辰野町大字赤羽300番地20、世界昆虫館代表者川島陽江を指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条に基づき、設置の目的を最も効果的に達成できるものと認め、公募によらない候補者として選定いたしました。指定期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。指定管理料は議決後の協定書の協議で決定することとなりますが、たつのパークホテルについては、初年度から3年間は各年度年間2,500万円から1,000万円とし、後半の2箇年は計上しない見込みで、5年間で5,000万円との提案でありました。地域活性化センターは年間550万円で3年間で1,650万円の提案でありました。世代間交流施設は現在と同額の年間100万円を予定しております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第17号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

○吉澤(1番)

本指定管理に関わりまして指定決定した会社の概要、選定の評価に関わること、それから提案者からの指定申請内容ですね、こちらについて今回は総務委員会経由で資料の提供をいただいております。事前にお聞きしたところ、総務委員会には資料提供するというお話を聞いておりますけれども、これは議員全員に本日議案として示されたものでありまして、当該委員以外の議員も勉強して検討しなくちゃいけないものですから、できるだけ早くこれらの資料の提供をいただきたいと思います。

れども、その辺のお考えはいかがでしょう。

○総務課長

ただいま議員からご要望のありました資料については、委員会審査の際にご提供させていただき予定でございますので、当該総務産業常任委員会の委員長とご相談をして、資料については共有をすべきかどうかお諮りをして、取り扱ってまいりたいと思います。以上です。

○議 長

そのほかありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第 17 号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 20、議案第 18 号、辰野町道路線の認定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 18 号、辰野町道路線の認定について提案理由を説明申し上げます。表をご覧ください。路線名として 1686、1687、2687 の 3 路線を認定するものでございます。1 ページおめくりをください。町道路線認定位置図の 1 ページ目の 1686 号線の位置図をご覧ください。場所は宮木下町の林の下の地籍になります。民間業者による 4 区画の宅地造成に伴い新設される道路が町道認定基準どおり施工され、その道路を新規に町道として認定するものでございます。整理番号 2 の町道 1687 号線の位置図をご覧ください。場所は北大出伊北インター付近の地籍となります。町は町道として管理していましたが、調査の結果、町道の認定から漏れてることが確認されました。今回改めて町道として認定するものでございます。1 ページめくっていただきまして、整理番号 3 の町道 2687 号線の位置図をご覧ください。場所は平出の辰野中学校付近の地籍となります。民間業者による 7 区画の宅地造成に伴い新設される道路が町道認定基準どおり施工され、その道路を新規に町道として認定するものでござ

います。以上、提案理由を申し上げました。ご審議いただき、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。日程第 21、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情については、その写し及び文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議長

以上、陳情 1 件については、福祉教育常任委員会に付託することにいたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、文書表のとおり福祉教育常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日の会議は散会といたします。大変ご苦勞様でした。

11. 散会の時期

11月29日 午前 11時 19分 散会